

令和 3 年 11 月 8 日  
建設水道常任委員会資料  
都市整備部都市計画課

## 宇治市都市計画審議会運営規程の改正について

議案第 69 号

宇治市都市計画審議会運営規程等の改正について

宇治市都市計画審議会運営規程等を、次のとおり改正するものとする。

令和 3 年 11 月 8 日提出

宇治市都市計画審議会 会長

宇治市都市計画審議会条例第9条の規定により宇治市都市計画審議会運営規程を改正するものです。

(提案理由)

委員等が、新型コロナウイルス感染症等のまん延防止措置の観点等から審議会の会議の参加が困難と判断される場合、会長の承認を得て、オンライン会議の方法で審議会の会議に参加することができるよう、宇治市都市計画審議会運営規程の改正を提案するものです。

## 宇治市都市計画審議会運営規程（案）

### （趣旨）

第1条 この規程は、宇治市都市計画審議会条例（平成12年宇治市条例第19号以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会議の招集）

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の日時、場所及び議案を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

### （会議欠席の届出）

第3条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届けるものとする。

### （委員等の代理）

第4条 委員等の代理は認めない。ただし、条例第2条第2項に規定する委員のうち関係行政機関及び京都府の職員については、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### （委員等以外の出席）

第5条 会長は、議案の調査審議のため必要であると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

### （会議の公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

### （オンライン会議の方法による会議の開催等）

第7条 委員等は、新型コロナウイルス感染症等のまん延防止措置の観点等から会議の参加が困難と判断される実情にある場合には、会長の承認を得て、オンライン会議の方法（インターネットを通じて、委員等の中で相互に映像及び音

声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。)で会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、オンライン会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

(会議録)

第8条 会議については、会議録を作成するものとする。

2 会議録には、あらかじめ審議会にはかり、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。

(部会)

第9条 審議会は、専門の事項を調査し、審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等をもって組織する。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集し、部会長が進行を行う。

7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

(準用)

第10条 第2条から第8条までの規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めのない事項は、審議会の議決を経て会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月 日から施行する。

宇治市都市計画審議会運営規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>○宇治市都市計画審議会運営規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、宇治市都市計画審議会条例(平成12年宇治市条例第19号以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の日時、場所及び議案を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(会議欠席の届出)</p> <p>第3条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。</p> <p>(委員等の代理)</p> <p>第4条 委員等の代理は認めない。ただし、条例第2条第2項に規定する委員のうち関係行政機関及び京都府の職員については、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、</p>	<p>○宇治市都市計画審議会運営規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、宇治市都市計画審議会条例(平成12年宇治市条例第19号以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)を招集しようとするときは、会議の7日前までに会議の日時、場所及び議案を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)に文書で通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。</p> <p>(会議欠席の届出)</p> <p>第3条 委員等は、会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出るものとする。</p> <p>(委員等の代理)</p> <p>第4条 委員等の代理は認めない。ただし、条例第2条第2項に規定する委員のうち関係行政機関及び京都府の職員については、当該委員が属する機関の職員にその職務を行わせることができる。この場合においては、</p>

宇治市都市計画審議会運営規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。</p> <p>(委員等以外の出席)</p> <p>第5条 会長は、議案の調査審議のため必要であると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p>(会議録)</p> <p>第7条 会議については、会議録を作成するものとする。</p> <p>2 会議録には、あらかじめ審議会にはかり、会長及び会長が指名する委員</p>	<p>あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。</p> <p>(委員等以外の出席)</p> <p>第5条 会長は、議案の調査審議のため必要であると認めるときは、委員等以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第6条 会議は、原則公開とする。ただし、会長又は委員の発議により、出席した委員の過半数をもって議決したときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。</p> <p><u>(オンライン会議の方法による会議の開催等)</u></p> <p>第7条 <u>委員等は、新型コロナウイルス感染症等のまん延防止措置の観点等から会議の参加が困難と判断される実情にある場合には、会長の承認を得て、オンライン会議の方法(インターネットを通じて、委員等の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。)で会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、オンライン会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。</u></p> <p>(会議録)</p> <p>第8条 会議については、会議録を作成するものとする。</p> <p>会議録には、あらかじめ審議会にはかり、会長及び会長が指名する委員</p>

宇治市都市計画審議会運営規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>が署名するものとする。 (部会)</p> <p><b>第8条</b> 審議会は、専門の事項を調査し、審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長が指名する委員等をもつて組織する。</p> <p>3 部会長は、会長が指名する。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 部会は、部会長が招集し、部会長が進行を行う。</p> <p>7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第9条</b> 第2条から第7条までの規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><b>第10条</b> この規程に定めのない事項は、審議会の議決を経て会長が定める。</p>	<p>が署名するものとする。 (部会)</p> <p><b>第9条</b> 審議会は、専門の事項を調査し、審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長が指名する委員等をもつて組織する。</p> <p>3 部会長は、会長が指名する。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理する。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>6 部会は、部会長が招集し、部会長が進行を行う。</p> <p>7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p><b>第10条</b> 第2条から<b>第8条</b>までの規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。</p> <p>(雑則)</p> <p><b>第11条</b> この規程に定めのない事項は、審議会の議決を経て会長が定める。</p>

宇治市都市計画審議会運営規程新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 この規程は、平成 12 年 11 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。</p>	<p>附 則 この規程は、平成 12 年 11 月 20 日から施行する。</p> <p>附 則 この規程は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和 3 年 11 月 日から施行する。</u></p>

## 宇治市都市計画審議会会議録要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、宇治市都市計画審議会運営規程第8条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会の会議録（以下「会議録」という。）の作成に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議録の記載事項）

第2条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- （1） 会議の名称及び議題
- （2） 開催日時、場所
- （3） 出席及び欠席委員の氏名
- （4） 職務のため出席した職員の職氏名
- （5） 説明のため出席した者の職氏名
- （6） 傍聴者の人数
- （7） 会議内容の大要
- （8） その他審議会等が必要と認める事項

（会議録署名委員）

第3条 会議録に署名する委員は、会長及び委員1人とする。

（準用）

第4条 第2条及び第3条の規定は、部会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（その他必要な事項）

第5条 この要項に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成12年11月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年6月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月 日から施行する。

宇治市都市計画審議会会議録要項新旧対照表

現行	改正案
<p>○宇治市都市計画審議会会議録要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、宇治市都市計画審議会運営規程第7条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会の会議録(以下「会議録」という。)の作成に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第2条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の名称及び議題</li> <li>(2) 開催日時、場所</li> <li>(3) 出席及び欠席委員の氏名</li> <li>(4) 職務のため出席した職員の職氏名</li> <li>(5) 説明のため出席した者の職氏名</li> <li>(6) 傍聴者の人数</li> <li>(7) 会議内容の概要</li> <li>(8) その他審議会等が必要と認める事項</li> </ol> <p>(会議録署名委員)</p> <p>第3条 会議録に署名する委員は、会長及び委員1人とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定は、部会に準用する。この場合にお</p>	<p>○宇治市都市計画審議会会議録要項</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要項は、宇治市都市計画審議会運営規程第8条の規定に基づき、宇治市都市計画審議会の会議録(以下「会議録」という。)の作成に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議録の記載事項)</p> <p>第2条 会議録の記載事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会議の名称及び議題</li> <li>(2) 開催日時、場所</li> <li>(3) 出席及び欠席委員の氏名</li> <li>(4) 職務のため出席した職員の職氏名</li> <li>(5) 説明のため出席した者の職氏名</li> <li>(6) 傍聴者の人数</li> <li>(7) 会議内容の概要</li> <li>(8) その他審議会等が必要と認める事項</li> </ol> <p>(会議録署名委員)</p> <p>第3条 会議録に署名する委員は、会長及び委員1人とする。</p> <p>(準用)</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定は、部会に準用する。この場合にお</p>

宇治市都市計画審議会会議録要項新旧対照表

現行	改正案
<p>て、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。                      (その他必要な事項)                      第 5 条 この要項に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。                      附 則                      この要項は、平成 12 年 11 月 20 日から施行する。                      附 則                      この要項は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。</p>	<p>いて、「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。                      (その他必要な事項)                      第 5 条 この要項に定めるもののほか、会議録に関し必要な事項は、会長が別に定める。                      附 則                      この要項は、平成 12 年 11 月 20 日から施行する。                      附 則                      この要項は、平成 20 年 6 月 3 日から施行する。                      附 則                      この要項は、令和 3 年 11 月 日から施行する。</p>